

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（葬祭費） 第7条〔略〕 2 前項の規定による葬祭費の支給は、他の法令によって葬祭に関する給付を受けることができる<u>とき</u>、又は広域連合条例第1条の2の規定により葬祭費の支給を受けたときは、その給付又は支給の限度において行わない。</p>	<p>〔同左〕 第7条〔略〕 2 前項の葬祭費は、他の法令によって葬祭に関する給付を受けることができる<u>ときは、その給付の限度において行わない。</u></p>

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の死亡に係る葬祭費について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費については、なお従前の例による。